

## 第4章 消費者教育推進上の重点目標と具体的な取組み

### 1 重点目標

#### 重点目標 1 児童・生徒及び若年者に対する消費者教育の推進

##### (1) 学校（小・中・高等学校・特別支援学校）での取組みの推進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、技術・家庭科、総合的な学習の時間などで、児童・生徒の発達段階を踏まえた消費者教育を行っています。

平成29年及び30年に公示された新しい学習指導要領の社会科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、消費者教育に関する内容が引き続き規定されるとともに、その内容が更に充実され、令和2年度以降順次実施されていきます。

学校では、消費者トラブルに巻き込まれない知識を身に付けるだけでなく、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育むよう、実践的な消費者教育が必要です。

教育委員会においては、学習指導要領に基づき、各教科等において一層充実した消費者教育を行うとともに、市民局（消費生活センター）において、それを支援する取組みなどを進めていきます。

##### (2) 成年年齢引下げを踏まえた若年者に対する消費者教育の強化

大学生等は、社会との関係も深まり、親元から離れて自立した生活をしたり、契約の主体となる機会が増えて、経済活動の範囲が拡大する一方、社会的経験が乏しく消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高いと考えられます。若年者からの相談のうち、成年に達する20歳、21歳からの相談件数は、20歳未満の相談件数と比べて大幅に増加しています。

現在の20歳成年年齢の下では、大学等への在学中に多くが成年に達し、消費者としての権利や責任が大きく変化する時期に当たります。また、令和4年に成年年齢が18歳に引き下げられると、学生は、これまでと比較してもさらに社会的経験が少ない時期から一人の成年として消費生活を営むことが求められます。

そのため、大学、短期大学、専門学校などで若年者向けの消費

者講座を実施し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

また、各学校へメールによる注意喚起情報を配信するなど、迅速な情報提供を行います。

## 重点目標 2

### 高齢者・障がいのある人等に対する消費者教育の推進と見守りの強化

高齢者の消費者トラブルには、「お金」「健康」「孤独」の3つの不安に付け込まれることや、日中に在宅している割合が高いことから、訪問販売や電話勧誘販売の被害に遭いやすいなどの特徴があります。社会とのつながりが薄くなってしまい、消費者トラブルに遭っても知人や関係機関に相談をせず、なかなか表面化しない場合もあります。

高齢者と一言で言っても、個々の高齢者の状況は様々です。加齢に伴い行動力や情報収集力の低下が生じ、周囲の人々の援助が必要となる場合も多くなります。他方、インターネットやスマートフォンを積極的に利用し、これらの新しいテクノロジーに不慣れなことが一因となって消費者トラブルに巻き込まれる場合もあります。

また、消費生活センターに寄せられる障がいのある人の消費生活相談では、障がいのある人本人以外から寄せられるケースが4割程度を占めていることから、実際にはより多くの障がいのある人が被害に遭っていることが想定されます。特に、知的障がいがある人は、知らない人とのコミュニケーションを苦手としている人が多く、その場での確かな判断や対応ができてにくい場合があるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。

こうしたことから、高齢者、障がいのある人等に対する消費者教育の取組みを推進するとともに、高齢者、障がいがある人等の日常を支援している福祉関係者等との連携を強化し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。また、ボランティアである消費生活サポーターや消費生活事業者サポーターとも連携し、啓発活動や見守り活動を強化します。

### 重点目標 3

### 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進

近年、デジタルコンテンツ、インターネット接続回線、携帯電話サービスなど、インターネットに関連する商品・サービスでの相談が多く寄せられています。キャッシュレスでの支払方法が次々に登場する中、架空請求の事案では、悪質業者が、消費者からプリペイドカード番号を聞き出すなどして電子マネーの価値を不正に取得する被害が発生しています。携帯電話やパソコンに届く電子メールや SMS による架空請求では、事業者からの正式のメールと思い込ませるなどの偽装テクニックが巧妙化し、注意を払っている消費者でも騙されてしまう場合があります。また、インターネットの通信販売では、副業・投資などで高額収入を簡単に得られるためのノウハウと称する「情報商材」を購入する契約をした消費者からの相談が増えています。

今後も情報通信に関する技術革新とその商用化に伴い、新たな商品・サービスが消費者に提供されるとともに、決済手段の多様化も同時に進行し、さらに複雑な形態の取引が生み出されていくと考えられることから、これらに関する新たな消費者トラブルの発生も予想されます。高度に複雑化する取引においては、消費者と事業者の格差は拡大し、トラブルを消費者だけで解決するのは一層難しくなると考えられます。

市においては、このような情報通信社会の進展に伴う消費者トラブルを防止するため、消費者トラブルに関する最新情報を提供するとともに、インターネットに関するトラブルや詐欺的商法についての講座を行います。また、小学校・中学校・高等学校においては、情報モラル教育を推進します。

### 重点目標 4

### 消費者教育に携わる担い手の育成

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、学校、地域、職場などの様々な場で、消費者教育を受けることができるようにするためには、それぞれの場において、消費者教育の担い手を育成していくことが必要です。

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されているところであり、市においては、教員の研修を行うことなどによりその指導力の向上を

図ります。また、大学・短期大学・専門学校等では、学生と日常的に接する教職員が消費者教育も担っていることから、大学等との連携を強化して、消費者トラブルに関する最新情報を提供することにより、教職員の指導力の向上を支援します。

市においては、平成 18 年度から、地域において、悪質商法のトラブル事例や対処法を伝達し、高齢者等の消費者被害防止を図る市民ボランティアである消費生活サポーターを育成し、その消費者教育の取組みを支援してきました。より多くの校区・地区に消費生活サポーターが生まれるよう、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会などと協力しながら登録を呼びかけていきます。また、平成 29 年度から、社会貢献活動を行う意欲のある事業者を対象とした消費生活事業者サポーター制度を創設し、高齢者等の見守りや啓発活動に携わっていただいています。今後とも、事業者に働きかけ、消費者教育の担い手の拡大に努めます。

## 2 重点目標ごとの取組目標

重点目標	取組目標	測定	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
<b>重点目標1</b> 児童・生徒及び若年者に対する消費者教育の推進	児童・生徒及び若年者対象の消費者講座の実施回数	◇消費生活センターの事業実績	73回/年	120回/年
<b>重点目標2</b> 高齢者・障がいのある人等に対する消費者教育の推進と見守りの強化	消費生活サポーターを有する校区・地区数	◇消費生活センターの事業実績	108校(地)区	150校(地)区
	消費生活事業者サポーターの登録数	◇消費生活センターの事業実績	16事業者	40事業者
	障がいのある人や支援者などを対象とする講座の実施回数	◇消費生活センターの事業実績	5回/年	10回/年
<b>重点目標3</b> 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	インターネットトラブル防止に関する消費者講座の実施回数	◇消費生活センターによる各局調査の実績合計	3回/年	30回/年
	通信販売にクーリングオフ制度がないことの認知度	◇市政アンケート「通信販売には、法律上クーリングオフ制度がないことを知っている人」の割合	46.7%	60.0%
<b>重点目標4</b> 消費者教育に携わる担い手の育成	〈再掲〉消費生活サポーターを有する校区・地区数	◇消費生活センターの事業実績	108校(地)区	150校(地)区
	〈再掲〉消費生活事業者サポーターの登録数	◇消費生活センターの事業実績	16事業者	40事業者

3 具体的な取組  
 (1) 施策の体系

基本施策	施策の柱		主な取組み
I 様々な場におけるライフステージに対応した消費者教育の推進	1 学校等における児童・生徒・若年者への消費者教育の推進	(1) 幼稚園・保育所（園）における消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児向け啓発資料の作成・提供【新規】</li> <li>○ 幼稚園・保育所（園）への啓発情報の配信</li> </ul>
		(2) 小学校等における消費者教育の推進  <b>★重点目標 1</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中・高等学校・特別支援学校への出前講座の実施</li> <li>○ 授業支援のための教材の提供や活動事例の紹介</li> <li>○ インターネット等におけるトラブル防止の教育の実施</li> </ul>
		(3) 大学等における消費者教育の推進  <b>★重点目標 1</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学生等を対象とした出前講座の実施</li> <li>○ 消費者被害の最新情報の提供</li> <li>○ 学生との協働による啓発資料の作成【新規】</li> </ul>
	2 地域等における消費者教育の推進	(1) 地域の多様な担い手と連携した消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者教育に関する出前講座の実施</li> <li>○ 消費者教育・啓発に関する資料の貸出・提供</li> <li>○ 消費者教育講座等の講師リストの作成【新規】</li> </ul>
		(2) 高齢者，障がいのある人等に対する見守りの推進と支援者に対する消費者教育の推進  <b>★重点目標 2</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者や障がいのある人とその見守りを行う人を対象とした出前講座等の実施</li> <li>○ 高齢者・障がいのある人向けの啓発資料の配布等</li> <li>○ 地域包括支援センター職員との意見交換会</li> </ul>
		(3) 家庭における消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者向け子どもの事故に関する出前講座の実施</li> <li>○ 夏休み親子講座の実施</li> <li>○ 子どもの消費に関わる事故防止のための情報発信</li> <li>○ 子どもプラザ等への啓発資料の提供</li> </ul>
	3 職域における消費者教育の推進	(1) 職域における消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員向け研修等の支援</li> <li>○ 消費生活事業者サポーターの活動支援</li> </ul>

基本施策	施策の柱		主な取組み
Ⅱ 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	1 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	(1) 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進  <b>★重点目標 3</b>	○ ネットトラブルに関する出前講座の実施 ○ 情報モラル教育の推進 ○ 通信事業者と協働したネットトラブル防止の市民講座の実施 ○ ネットトラブルに関する最新情報の提供
Ⅲ 消費者教育の担い手育成	1 学校における人材育成	(1) 小学校等における教員の指導力の向上	○ 教員に対する研修の実施 ○ 学校現場で活用できる啓発資料や教材の提供
		(2) 大学等における教職員の指導力の向上	○ 大学等で活用できる啓発資料や教材の提供
	2 地域等における担い手育成	(1) 市民の担い手の育成と支援 <b>★重点目標 2</b> <b>★重点目標 4</b>	○ 消費生活サポーターの育成と支援 ○ 消費生活事業者サポーターとの連携と支援
		(2) 事業者における消費者教育の取組みの活用	○ 事業者・事業者団体等が提供している講座等情報のホームページでの紹介 <b>【新規】</b>
Ⅳ 持続可能な開発目標(SDGs)の実現を意識した消費行動の促進	1 持続可能な開発目標(SDGs)の実現を意識した消費行動の促進	(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の実現を意識した消費行動の促進	○ エシカル消費の啓発事業 <b>【新規】</b> ○ 関連する消費者教育情報のホームページでの紹介 <b>【新規】</b> ○ 環境教育の推進 ○ 食育の推進

## (2) 個別の施策

### 基本施策 I 様々な場におけるライフステージに対応した消費者教育の推進

#### 1 学校等における児童・生徒・若年者への消費者教育の推進

##### (1) 幼稚園・保育所（園）における消費者教育の推進

幼児期の子どもたちは、生活のあらゆる場面でのいろいろな気付きの体験を通して家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを経験として学びます。幼稚園や保育所（園）は、それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、教育や保育を行っていますが、その中ですでに消費者教育は始まっています。

子どもたちは家庭だけでなく、幼稚園や保育園などでも、人との関係や社会のルールの大切さを学んでいきます。将来、社会の一員として生活するために必要となる自分を管理する力や、危険を察知する能力、事故を回避する能力の基礎など、生活するための力を育てることは消費者教育としての面もあり、次の段階である小学校での教育へと継続されていきます。

子どもたちに、それを教えているのは、身近にいる保護者や先生などの大人であることから、その大人たちに働きかけることはとても重要です。

市においては、幼稚園、保育所（園）に幼児向け啓発資料や子どもの安全に関する情報を提供します。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
幼児向け啓発資料の作成・提供【新規】	生活の中で必要なお金や物の大切さなど基本的な消費者力を身に付けるため、幼児向けの啓発資料を作成し、市内の幼稚園や保育所（園）に提供します。	市民局
幼稚園・保育所（園）への啓発情報の配信	子どもに関する消費者被害について、最新の情報を幼稚園や保育所（園）へメール等で配信します。	市民局



## (2) 小学校等における消費者教育の推進 ★重点目標 1

教育委員会においては、学校に新たな学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において、児童生徒の発達の段階に応じ一層充実した消費者教育を行います。また、食育や環境教育、国際理解教育など消費者教育の重要な要素となる関連の教育についても取り組みを進めます。さらに、インターネット等を介したトラブルの低年齢化が進んでいることから、情報や機器の正しい利用方法や危険性の認識について指導を行います。

市民局においては、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における消費者教育が効果的に実施されるよう、消費者教育教材の提供、講師の派遣、若年者に特徴的な消費者トラブルについての注意喚起情報の提供などを行うことにより支援を行います。

### 【主な取り組み】

取組項目	概要	所管局
小・中・高等学校・特別支援学校への出前講座の実施	学校の授業の中で、消費者被害防止のための出前講座を実施します。	市民局
授業支援のための教材の提供や活動事例の紹介	学校での授業を支援するため、消費者被害の防止に関する教材の提供や活用事例の紹介を行います。	市民局
インターネット等におけるトラブル防止の教育の実施	インターネット等を介した児童・生徒の消費者被害を防止するため、情報や機器の正しい利用方法や危険性についての認識などについて児童・生徒への指導や保護者への啓発を行います。	教育委員会

## (3) 大学等における消費者教育の推進 ★重点目標 1

大学・短期大学・専門学校では、入学時や卒業時におけるガイダンスの場での講話や構内でのポスター掲示などにより消費者教育を行っていますが、小学校から高等学校までの学校教育の時期とは異なり、学生が消費者教育を受ける機会は限られています。

市においては、大学・短期大学・専門学校と連携して、自立した社会人としての消費者の育成に向け、消費生活に関する知識の提供や、消費者教育を受ける機会を提供します。また、学生との意見交換を行い、若年者に対する啓発が効果的なものとなるよう改善に努めます。

### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
大学生等を対象とした出前講座の実施	入学時のガイダンス等を利用して出前講座を実施します。	市民局
消費者被害の最新情報の提供	若年者に多いマルチ商法やエステに関するトラブルについて，大学等と連携して，学校のホームページへの掲載や，学生宛のメール配信を行います。	市民局
学生との協働による啓発資料の作成 【新規】	若年者が興味を持ちやすいような啓発資料を，当事者である学生と協働し，作成します。	市民局

## 2 地域等における消費者教育の推進

### (1) 地域の多様な担い手と連携した消費者教育の推進

地域では，自治協議会や，公民館，民生委員，地域包括支援センターなどが，ふれあいサロンなど地域住民が集まる場所で消費者トラブルに関する話をしたり，地域の人々の身近な学習の場や交流の場である公民館などで消費者トラブルに関する研修や講座を開催しています。地域の団体・機関は，そのほかにも啓発チラシの配布・回覧や会報誌に消費者に対する注意喚起の記事を掲載するといった活動を行っています。地域の団体・機関は，そこに暮らす高齢者とのつながりが強く，高齢者を対象とした消費者教育において特に重要な役割を果たしています。

市においては，地域における様々な担い手と連携して，その活動が一層発展するよう，啓発資料を提供するとともに，地域住民を対象とする出前講座を実施します。

### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
消費者教育に関する出前講座の実施	様々な担い手と連携して，市民の希望に応じ地域のあらゆる場所で消費者教育に関する出前講座を実施します。	市民局

消費者教育・啓発に関する資料の貸出・提供	消費者トラブルの未然防止を目的に市民に消費者教育・啓発に関する資料の貸出や提供を行います。	市民局
消費者教育講座等のリストの作成【新規】	地域において、消費者教育に関する多様な講座が実施できるよう、様々な分野や団体の講座等のリストを作成し、情報提供します。	市民局

(2) 高齢者、障がいのある人等に対する見守りの推進と支援者に対する消費者教育の推進 **★重点目標2**

市においては、高齢者・障がいのある人等と接する機会が多い民生委員、地域包括支援センター職員、障がい者基幹相談支援センター職員、社会福祉協議会、老人クラブなどの地域団体など、地域における既存の見守りネットワーク活動との連携を強化していきます。また、消費生活サポーター・消費生活事業者サポーターによる見守り活動の強化を図るとともに、サポーターと見守りを行う関係機関・団体との連携構築を図ります。さらに、見守りを行う機関・団体への消費者トラブルに関する情報提供などにより、見守り活動において情報が活かせるようにします。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
高齢者や障がいのある人とその見守りを行う人を対象とした出前講座等の実施	高齢者や障がいのある人、また、その人と日常的に接し、見守りや支援を行っている人などを対象とした出前講座等を実施します。	市民局
高齢者・障がいのある人向けの啓発資料の配布等	高齢者や障がいのある人と接する機会が多い団体・機関等に、啓発資料の送付やメール送信により情報提供を行います。	市民局
地域包括支援センター職員との意見交換会	高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターの職員と消費生活センターの消費生活相談員が、消費者被害を防止するために意見交換会を実施します。	市民局

### (3) 家庭における消費者教育の推進

家庭では、生涯にわたり消費者としての暮らしの基礎となる消費者教育が行われます。保護者は、子どもに対して、金銭や物を大切に扱うこと、携帯電話やインターネット等の使い方やルール、食の安全や物の安全な使い方等について教えることが重要です。一方で、インターネットや SNS の利用に関する事項など、子どもの方が知識や経験が豊富であるために、保護者が教育に適切に関与できない事項もあります。

また、家族の会話の中で、年齢を問わず、消費者として必要な情報を共有することも重要となります。

市においては、家庭における消費者教育を支援するための情報提供や親子で学べる学習の機会を提供します。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
保護者向け子どもの事故に関する出前講座の実施	子どもの安全を守るために子どもの事故に関する出前講座（製品安全を含む。）を実施します。	市民局
夏休み親子講座の実施	夏休み期間中に、県金融広報委員会と連携し、親子でお金の大切さや機能、銀行の役割などを学ぶ講座を実施し、家庭での金銭教育の機会を提供します。	市民局
子どもの消費に関わる事故防止のための情報発信	市のホームページなどを利用し、(独)国民生活センターによる情報などを活用して、子どもの商品・製品使用時の事故の未然防止のため情報を発信します。	市民局
子どもプラザ等への啓発資料の提供	子どもの安全などを啓発するために、子育て中の保護者が集まる子どもプラザなどに資料を提供していきます。	市民局

### 3 職域における消費者教育の推進

#### (1) 職域における消費者教育の推進

社会が変化し続け、新たな取引が生まれていく現代においては、消費者は、学校教育で得た知識だけではなく、社会人として合理的に判断し生活していくうえでも、自ら必要な情報を取捨選択し、収集することなど継続的な知識の習得が求められています。

消費者教育推進法では、事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めることとされています。社会に出てからの消費生活に関する学びの場は少ない状況を踏まえると、職域における消費者教育の実施が期待されます。事業者が、従業者に対して行う消費者教育としては、例えば、新入社員向けに契約のルールや生活設計・管理に係る社会人としての基礎知識、あるいは、中高年層向けに定年退職後の生活設計情報や注意すべき消費者トラブル事例情報などを提供することが考えられます。

市では、事業者による消費者教育の推進に向けて、消費生活に関する情報を提供するとともに、事業者が行う研修等の講師を紹介するなど、消費者教育の活動を支援します。また、消費生活事業者サポーターが自らの従業者に対して行う消費者教育の活動を支援します。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
従業員向け研修等の支援	従業員に向けた消費者教育を実施する事業者に、情報提供や講師の紹介などの支援を行います。	市民局
消費生活事業者サポーターの活動支援	消費生活事業者サポーターが事業所内で実施する消費者教育について支援を行います。	市民局

## 基本施策Ⅱ 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進

### 1 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進

#### (1) 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進 **★重点目標3**

市においては、インターネットの商品・サービスなどに関するトラブルへの理解と関心を深め、消費者被害の未然防止を図るため、これらに関する最新の情報提供や啓発活動を推進します。

消費者が、インターネットトラブルを回避するためには、悪質事業者の手口を知ることのみならず、インターネットにおける情報の選び方や使い方などの情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図ることが必要です。SNSの利用が幅広い世代に広がり、若年者などでSNSでのやり取りを入口としたトラブルがみられることから、相手方が信頼できる情報発信元であるかどうかを確認するといった心がけも必要です。このようなインターネットにおける情報の適切な活用を促す啓発活動を進めます。

さらに、個人情報・プライバシーの保護や著作権に対する正しい知識など、自分自身の権利を守ると同時に他者の権利を侵害することのないよう情報モラルを身に付ける必要があることから、学校等において児童・生徒に対する情報モラル教育を推進し、保護者にも情報モラルに関する関心・意識を高めてもらうため、情報提供や啓発を行います。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
ネットトラブルに関する出前講座の実施	インターネットに関するトラブルや詐欺的商法を中心とした出前講座を実施します。	市民局
情報モラル教育の推進	インターネットの正しい利用や危険性について児童・生徒だけでなく保護者に対しても情報提供や啓発を行います。	教育委員会
通信事業者と協働したネットトラブル防止の市民講座の実施	通信事業者と協働して、インターネットに関するトラブルを防止するための講座を実施します。	市民局

ネットトラブルに関する最新情報の提供	最新のインターネットに関するトラブルについて、ホームページなどで迅速に注意喚起を行います。	市民局
--------------------	-----------------------------------------------	-----

## 基本施策Ⅲ 消費者教育の担い手育成

### 1 学校における人材育成

#### (1) 小学校等における教員の指導力の向上

市においては、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員が消費者教育について理解を深め、その指導力を高めることができるよう、研修を行うほか、消費生活センターから学校に対し、消費者トラブルに関する最新情報の提供などを行います。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
教員に対する研修の実施	教員の消費者教育に対する理解を深めるための研修を実施します。	教育委員会
学校現場で活用できる啓発資料や教材の提供	授業等で活用できる教材や、消費者トラブルに関する最新情報を提供し、教員の指導力の向上を支援します。	市民局

#### (2) 大学等における教職員の指導力の向上

市においては、大学等の学生の生活支援を行う部署において消費者問題についての理解を深め、消費者トラブルに遭った学生への対応力の向上が図られるよう、市と大学等との連携を図ります。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
大学等で活用できる啓発資料や教材の提供	学生に対して活用できる教材や、消費者トラブルに関する最新情報を提供し、教職員の指導力の向上を支援します。	市民局

## 2 地域等における担い手育成

### (1) 市民の担い手の育成と支援 **★重点目標2・重点目標4**

市においては、消費生活サポーター、消費生活事業者サポーターの育成に努めるとともに、消費生活サポーター相互や消費生活事業者サポーターとの交流の機会を設けるなど、地域における活動を支援します。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
消費生活サポーターの育成と支援	地域で活動する消費生活サポーターの育成を図り、サポーター相互の交流の機会を設けるなど、その活動を支援します。	市民局
消費生活事業者サポーターとの連携と支援	消費生活事業者サポーターとの連携を図り、サポーター相互の交流の機会を設けるなど、その活動を支援します。	市民局

### (2) 事業者における消費者教育の取組みの活用

事業者には、事業者としての社会的責任（CSR）の観点やお客様相談室などを通じて得た消費者の声を踏まえて、自らの事業活動の中で得られた情報で市民の消費生活に有益なものを、市民向け講座やホームページへの掲載などにより、消費者に積極的に提供している者も多く、こうした事業者の取組は消費者教育としても重要です。

市においては、事業者・事業者団体によるこうした取組みをホームページで紹介することにより、消費者が消費生活に関する知識を深める機会の増加を図ります。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
事業者・事業者団体等が提供している講座等情報のホームページでの紹介【新規】	事業者・事業者団体が、地域や学校向けに消費者に有益な情報を提供する講座・授業をホームページで紹介します。	市民局



## 基本施策Ⅳ 持続可能な開発目標 (SDGs) の実現を意識した消費行動の促進

### 1 持続可能な開発目標 (SDGs) の実現を意識した消費行動の促進

#### (1) 持続可能な開発目標 (SDGs) の実現を意識した消費行動の促進

持続可能な開発目標 (SDGs) が目指す持続可能で平和な社会をつくるためには、消費者が自分だけではなく、家族、地域、社会、地球全体のより良い姿を意識し、自らの消費行動が、社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚し、主体的・能動的に、人や社会、環境に配慮した商品やサービスを選ぶことが求められています。

市においては、福岡市総合計画に基づく各施策の推進により、SDGs の実現に取り組んでいます。それらの施策の推進と並行して SDGs の実現を意識した消費行動がなされるよう、消費者教育に関連する教育との連携を図りながら、消費者教育を推進します。

日常の買い物を楽しみながら何らかの社会的課題の解決に貢献しようとする消費行動（エシカル消費）は、その内容や程度は異なるものの多くの消費者により行われています。エシカル消費の具体的な実践事例の紹介などにより、消費者の積極的な参画を促します。

また、在日外国人が消費者トラブルに巻き込まれないようにするための啓発活動に努めます。

#### 【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
エシカル消費の啓発事業【新規】	持続可能な社会の実現に向けたエシカル消費を推進するために啓発事業を実施します。	市民局
関連する消費者教育情報のホームページでの紹介【新規】	消費者教育に関連する教育についてホームページで紹介し、持続可能な社会の実現に向けた消費行動への理解を深めます。	市民局
環境教育の推進	社会全体の環境に関する意識の向上及び環境保全活動への参加促進に向け「環境教育・学習計画」に基づき、環境教育を推進します。	環境局 教育委員会 農林水産局 子ども未来局

<p>食育の推進</p>	<p>食に関する関心や郷土の食文化への理解を深めるとともに、環境に配慮した食生活を送るため「食育推進計画」に基づき、食育を推進します。</p>	<p>保健福祉局 教育委員会 農林水産局 こども未来局</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------